

北海道環境基本計画〔第 3 次計画〕の基本的な方向性について

計画の位置づけ

＜背景や課題＞

- 北海道環境基本条例の基本理念に則り定めるもの
 - 第 10 条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
 - 2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の基本的事項を定めるものとする。
- 北海道総合計画の環境に関する特定分野別計画として位置づけられている
- 北海道 SDGs 推進ビジョンの取組のひとつ
- 国の第 5 次環境基本計画との整合
- SDGs やパリ協定などの世界的な動向
- 個別計画との関係
 - 環境政策に係る各分野において、法律や条例に基づく又は課題へ対応するための個別計画が多数策定されている。

【策定の方向（案）】

長期的な目標、施策の基本的事項として、環境政策に係る基本的な方向性を示し、環境政策について策定された多数の個別計画・関連計画等の方向性を統べるものとする。

- ・各個別計画で示す長期的な目標、方向性を包括するもの
- ・各個別計画の改定時、新たな計画等の策定時において方向性の道しるべになるもの

計画の位置づけのイメージ

